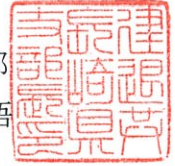


建退共から重要なお知らせ

建退共長発第7号
令和4年7月29日

共済契約者各位
関係各位

建退共長崎県支部
支部長 根 眞悟



「加入・履行証明書」の発行について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

建退共制度につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

建退共では、令和4年度より「加入・履行証明書」の発行における審査が厳格化されています。

共済契約者の皆様へは、改定の内容の詳細「**重要：建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行基準の改定について**」が令和3年7月に建退共本部から送付されており、建退共長崎県支部からは令和4年1月28日付「**建退共長発第12号**」にて「**発行基準及び審査要領**」を郵送してお知らせしておりましたが、**別紙のような事務手続きの遅れにより「加入・履行証明書」が発行できない事例が多発しています。**

「加入・履行証明書」をご提出いただく際は、**十分ご確認のうえ**お手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、**決算月は再度積み立て状況の確認**を行っていただき、**処理が遅れることがないよう重ねてお願い申し上げます。**

この文書は、これまでの「加入・履行証明書」の発行の有無に関係なく、令和4年7月29日現在、契約（登録）されている共済契約者の皆様及び関係各位へ送付しているため、「加入・履行証明書」の発行を希望されない共済契約者へも届いています。

「加入・履行証明書」は、経営事項審査時等で発注機関へ提出する様式となっておりますので、**発行を希望される共済契約者は、令和3年度に送付された文書等も併せてご確認いただきますようお願い申し上げます。**（文書は建退共長崎県支部のホームページへ掲載しています。）